

# 〔病院向けレジX〕

2015.5.13

NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会  
代表理事 後藤 啓二(弁護士)  
公式ホームページ <http://www.thinkkids.jp/>  
公式フェイスブックページ [facebook.com/thinkkidsjp](https://facebook.com/thinkkidsjp)  
[kgotoh@ck9.so-net.ne.jp](mailto:kgotoh@ck9.so-net.ne.jp) 03-6434-5995

子ども虐待対応のための今後の取組みについて考えられること

## 第1 最近の子ども虐待の現状と法制度の問題点

○最近の主な虐待死等事件一児童相談所、市町村・学校、警察が情報共有もせず、連携しての対応もせず、救えたはずの命が救えなかつたもの

川崎市上村君殺害事件(2015.2)  
群馬県玉岡町 3歳児虐待死事件(2014.8)  
神奈川県厚木市 3歳児所在不明・餓死事件(2014.5)  
東京都葛飾区 1歳児虐待死事件(2014.1)  
横浜市 6歳児所在不明・虐待死事件(2013.7)  
広島県府中町小5女児虐待死事件(2012.10)  
名古屋市中二生徒虐待死事件(2011.10)  
千葉県柏市 2歳児餓死事件(2011.5)  
大阪市 2児マンション放置餓死事件(2010.7)

○殺害される子どもで最も多いのは0歳児

平成24年度に把握した心中以外の虐待死で、0歳が22人(43.1%)、1歳が7人(13.7%)、2歳が3人(5.9%)と、3歳未満で32人(62.7%)を占める。0歳児では月齢0か月が11人で0歳児の半分を占める。

主たる加害者(心中以外の虐待死)は、実母が38人(74.5%)と最も多い。特に3歳未満では実母が27人(割合84.4%)と実母の割合が更に高い。

妊娠期・周産期における問題は次のとおり(心中以外の虐待死—平成24年度)

妊娠健康診査未受診が17人(33.3%)  
望まない妊娠・計画しない妊娠が14人(27.5%)  
母子健康手帳の未発行が11人(21.6%)  
低体重が11人(21.6%)  
なお、若年(10代)妊娠の平均割合は16.6%

⇒妊娠に悩む女性を救う体制の整備が必要—虐待予防は胎児から

- 気安く相談できる窓口の整備
- 女性を行政が支援することができるよう早期に把握する制度の整備
- 児童相談所による特別養子縁組あっせんを含む女性と子どもを支援する取組の推進

#### (現状)

- ・児童相談所への通告件数は73,000件(H25)で、H2の67倍に激増
- ・虐待死させられる子どもの数は明らかなものだけで年間約100人に上る(解剖率が低いため虐待死の見逃しがかなりあるものと危惧)
- ・心中以外の事例では0歳児が4割に上り、月齢0か月がその半数を占める
- ・所在不明や不登校とされる子どもの中に命の危険あるものが少なくない  
－岸和田市中学生餓死寸前事件(2004.1)、福岡市 18年間少女監禁事件(2007.10)
- ・児童相談所・学校・警察が虐待や不登校の事実を知りながら親や非行少年による殺害を防げなかった事例多く、各機関の消極的姿勢と連携しない縦割りの弊害が顕著(警察から児相へは全件情報提供するが、逆は高知県を除いてなし)
- ・被虐待児の心の傷を治療せず放置し、思春期以降様々な問題を抱える

#### (法制度上の問題点)

1 法律上児童相談所・学校・警察の連携の規定なく、強い縦割り意識(中でも、他機関に自らの対応を見られ不適切な対応が明らかになることを嫌がる意識、他機関との連携で事態が改善すれば己の立場がないという意識、「福祉的配慮」「教育的配慮」の名の下に問題を抱え込み、被害児童を他機関と連携して救おうとせず、放置することを正当化する意識)、個人情報保護を理由とし、児相・学校から警察への虐待情報の提供や連携しての家庭訪問はほとんど行われず、安全が懸念される不登校児童の名前を警察に提供しない自治体も少なからずある。

2 児童相談所に権限が集中するも、そもそも戦災孤児の保護を任務とした組織で虐待対応に不向き。人員が少なく児童福祉司一人当たり140件を抱え、夜間対応もできず、諸外国で当然の警察との連携もせず、知りながら命を救えない事例多数。警察に法律上対応を義務付ける規定なく、児相に丸投げしている状態。

3 児童相談所の一時保護に法律上の基準なく、虐待親のいいなりとなる運用

4 虐待リスクのある望まぬ妊娠等子育て困難な妊産婦を行政が把握する制度がなく、児童相談所が特別養子縁組のあっせんに消極的。

## 第2 署名活動中の「子ども虐待死ゼロ」を目指す法改正について

(目的)虐待死させられる子どもゼロ、虐待される子どもの大幅減少と虐待された子どもが前向きに生きていくことができる社会の実現(結果として、虐待による社会的コスト(年間1.6兆円との研究あり)の削減と労働力喪失の回避が実現)

### (概要)

- 1 児童相談所・市町村・警察の虐待情報の共有と連携した活動の義務付け
- 2 学校・警察・児童相談所が連携し所在不明・不登校等の児童の保護の義務付け
- 3 児童相談所の一時保護を子どもの命を最優先に判断することを義務付け
- 4 望まぬ妊娠等子育て困難な妊産婦を医師が市町村に通報する制度及びこのような妊産婦に対する児童相談所の特別養子縁組あっせんを含む支援体制の整備
- 5 虐待を受けた子どもへの精神的な治療・カウンセリングの無償実施

(安倍総理あての署名活動の実施等これまでの経緯と今後の方針)

昨年夏から、日本ユニセフ協会、全国犯罪被害者の会を共同呼びかけ人として、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科学会、聖路加国際病院、東京都看護協会、全日本私立幼稚園連合会ほか多数の経営者、弁護士、ジャーナリスト、スポーツ関係者等の賛同を得て署名活動を実施。

それを受け、官邸に「関係省庁児童虐待防止副大臣会議」が、厚労省に検討委員が設置され検討され、約2万7千名の署名提出するも政府は法改正に応じず。

本年2月に発生した川崎市上村君事件を踏まえ、不登校事案も含め児童相談所、学校・市町村、警察の連携の必要性が更に明白になったことから、3月25日、内閣総理大臣・文科大臣等関係大臣に法改正の要望書を、川崎市長、神奈川県警察本部長に法改正実現までの間の協定の締結を求める要望書を発出。

現在、神奈川県警察と川崎市のほか、高知県(県庁と警察)及び愛知県警察と名古屋市に、法改正が実現するまでの間協定を締結するなどして、児童相談所、市町村・学校と警察の間の虐待情報を共有し連携して対応するよう働きかけていところであるが、さらに署名活動を続け法改正を政府に働きかけていく方針。

### 第3 病院に期待される取組

子ども虐待は絶対見逃さない、「疑わしきは通告する」、望まぬ妊娠等子育て困難な妊産婦に対する支援等虐待の予防にも力を入れるという方針を理事会で決定し、それを全職員に徹底する

#### ◆堺市1歳児虐待死事件

平成22年4月14日、1歳男児が内臓損傷による出血性ショックで死亡し、母親の内縁の夫が傷害致死容疑で逮捕された事件。

同月3日、母親が松原市の病院を受診。額が内出血で変色して膨れ上がり、頭蓋内出血が疑われ、同市内の総合病院を紹介。同病院は虐待を疑ったが母親が「絶対に違う」と強く否定したため通告しなかった。

同病院でも手に負えず、堺市内の総合病院に搬送された。いずれの病院も通告しなかった。

#### ◆大阪市0歳児虐待死事件

平成23年1月、3ヶ月女児が死亡し、父親と母親が傷害容疑で逮捕された事件。

前年の11月大阪市立住吉市民病院での1ヶ月健診で左腕骨折が見つかり、さらに両足の骨折も見つかり入院し、医師は考えられる原因としてカルテに「先天的な骨の形成不全」、「ホルモンの病気」、「虐待」と書き込んだが、児童相談所に通告せず、12月10日に退院させたところ、翌日女児は呼吸停止状態で病院に搬送され、約1ヶ月後に死亡した。

幼児の頭蓋内出血が疑われる状況、あるいは乳児が短期間で二度も骨折したり、両足が同時に骨折することは虐待を強く疑わせるものであることは医師の間の常識でないでしょうか。親の説明をうのみにしたということは専門家として言い訳にもなりません。

報道によると、住吉病院は事件後にマニュアルを作成し医師個人ではなく病院として情報を共有する、けがなどの客観的事実から判断するなどと定めた、親の様子などを観察して判断する簡易なチェックシートを作り病院の管理担当者らに提出するよう求める、とされています（朝日新聞平成23年5月23日）。

#### ◆東京都江戸川区小学校1年生男児虐待死事件（事件K）

平成22年1月、東京都江戸川区立小学校1年生の男児が食事に時間がかかることに腹を立てた両親から暴行を受け、意識不明になり病院へ搬送されたが死亡した事件。男児の体にはヤケドや古い傷、痣があり、長期にわたって虐待を受けていた可能性がある。母は当時22歳で、15歳で男児を出産。父は当時31歳で電気工。平成21年2月男児の母と結婚し海渡君と同居していた。

平成21年9月、男児が歯科を受診。歯科医があざに気づき、江戸川区子ども家庭支援センター（以下、「センター」という）に通報。センターが小学校長に連絡し、状況を担任が確認したところ、外傷はなかった。その後男児が欠席し、自転車で怪我と連絡があり、担任が家庭訪問。その際、男児の様子に異変を感じ、学校に戻り、校長に報告。状況を把握するため、校長・副校長・担任が再度家庭訪問したところ、同居男

性が暴力を認め、二度と殴らないと約束する。学校は家庭訪問時の状況をセンターに報告。センターが児童相談所に文書で情報提供。その後、男児は墨東病院に脳内血腫で入院したり、長期欠席や欠席を繰り返す状況であった。病院は男児本人にけがの状況を聞かず、院内の虐待対応委員会にも報告しなかった。

## 1 子ども虐待防止委員会及び中核となる小児科の役割について

### [平時の対応]

#### (1) 委員会・小児科の役割の拡充・明確化

①虐待の判断、児童相談所・警察への通告・連絡、保護者への対応は委員会の責任で行うこととし、担当医師に過度の負担がかからないようにする

②体制的に可能であれば、小児科以外の科に受診する子どもの外傷事案については、すべて小児科医がコンタクトする、あるいは小児科救急看護師が聞き取りと面接を行う、その後の保護者とのフォロー、児童相談所等との連絡は委員会・小児科が行うなど、委員会・小児科を中心として虐待見逃しの防止のための体制の整備を行う

③上記②が困難であれば、虐待・ネグレクトの疑い症例を漏らさず虐待に精通する小児科医・看護師に通報されるよう、各科に下記2、3の対策を徹底する。

#### (2)「虐待の疑い発見マニュアル」、「発見時の委員会への速報マニュアル」(夜間・休日の対応含め)、「カルテ記載マニュアル」の整備と全職員への浸透

具体的には、各マニュアルを整備の上、全職場に各マニュアル備置し、簡易版を全職員に配布、部屋の壁に張る、研修を毎年実施するなど

#### (3)各科に「医学診断検査マニュアル」「性虐待・性犯罪対応マニュアル」の整備と医師・看護師等への浸透

#### (4)定例の委員会開催

#### (5)院内職員に対する研修

医師、看護師、助産婦、その他の職員すべてに対する研修

## (6)産婦人科に対する下記取組についての支援

### [有事の対応]

## (7)虐待が疑われる子どもが受診した場合の対応

疑わしきは通告という方針に基づき、疑わしい事例はすべて児童相談所及び警察署に通告する。

←通告せずその後虐待死させられる例多数

### ◆大阪府岬町乳児虐待死事件

平成20年2月、生後5ヶ月の男児が父親に殴り殺された事件。

本事件では、平成19年12月に、右足骨折した乳児について骨折の原因が不明として虐待の通告があり、家庭センターの職員が父母と面接を実施。検討会議で虐待と事故の双方の可能性があるとして、調査の実施と見守りを行う方針とした。その1月後の平成20年1月に、病院から男児が頭部骨折で入院しているが原因不明であるとして二度目の虐待通告がなされた。診断に当たった医師は虐待が疑われるから一時保護すべきと家庭センターに伝えたが、家庭センターは対応会議で「原因の特定に至らないから」として一時保護を取らず在宅指導措置を続けた。その約2週間後に、男児は殴り殺された。しかし、裁判で父親に無罪判決

### 問題点

児童相談所が医師の一時保護すべしとの意見を無視して、一時保護せず、子どもが虐待死させられた事例である。児童相談所は、医師が虐待が強く疑われるしながら、両親が否認したことから「虐待が原因とは決められない」と判断し、「両親に対し指導に従うことを条件に一時保護せず、在宅指導とする。指導を拒否すれば一時保護する」という方針を決定している。しかし、0歳児が短期間に右足骨折と頭部骨折を続けて負うという事案について親が否認しているからといって、医師の意見も無視して一時保護しなかった児童相談所の行為は、たんなる過失を超えて、信じられないほどの重大な過失があったことは明らかである。一時保護という権限の不行使が妥当でないというレベルを超え、違法に至っている。

←児相のみの通告では、警察に情報が伝わらないほか、必要な一時保護等がとれないおそれがあるため。

保護者への対応は、担当医師任せにせず組織として対応する。

## (8)通告後の対応—児相に任せっぱなしにしない、必要な対応を申し入れる

虐待の継続が懸念されるにもかかわらず、児相が一時保護等必要な対応をしない場合には、児相に必要な対応を申し入れ、警察にもその旨申し入れることが

必要。

◆豊橋市双子乳児虐待死事件(2012~13)

- 2012.2.11 次女、三女が風邪で入院(当時生後 2か月)
- 2.23 父親が一人で付添中次女が突然心肺停止、眼底出血
- 2.29 三女の顔にあざがあることを病院が発見し、次女を再検査し、眼底出血を発見。  
病院から児童相談所に通報
- 3.2 次女が頭蓋骨骨折と判明。硬膜下血腫と診断
- 3.7 児童相談所から警察に通報
- 3.10 警察から児童相談所に長女を含め 3人の保護を要請  
児童相談所三女を一時保護せず、三女を退院させる

児童相談所が家庭訪問するも一時保護せず

- 7.13 三女、意識不明で入院 病院から児童相談所に通報  
児童相談所が長女を含め 3人を一時保護
- 8.7 三女、病院で死亡  
病院が児童相談所に通報、児童相談所から警察に通報
- 2013.7.29 次女死亡
- 12.6 父親を三女への傷害致死で逮捕
- 2014.2.17 父親を次女への傷害致死で再逮捕

(9) 虐待が疑われる子どもの転院・退院の際の対応方針の策定

◆京都市乳児虐待死事件

平成20年10月、マンション管理会社及びオーナーが協議し警察立会いの上でマンションのドアを解錠したところ、乳児が室内で死亡していた（同年5月ごろ死亡したと推定）ことが判明した事件。

経緯

平成20年4月、妊娠届未届け、母子健康手帳の交付未申請、妊婦健診未受診の妊婦が京都市内の病院に飛び込み出産をした、煙草の匂いもし、その後の子育てにリスクが認められたため、病院から保健所に通告。保健所から児童相談所に通告がなされた。保健所が退院後、電話、家庭訪問を何度も実施するが連絡がとれず、1カ月健診が未受診との連絡が病院からあり、児童相談所も家庭訪問を何度も繰り返すが連絡取れず。10月末に死体発見に至る。

問題点

児童相談所は、通告を受けた後、何度も電話連絡、家庭訪問を繰り返したが連絡がつかないにもかかわらず、漫然とそれを繰り返すのみで、半年以上も立入り調査をして乳児の安否を確認しようとしなかった。

## 2 産婦人科に求められる対応

### (1) 望まぬ妊娠等子育て困難な妊産婦に対する早期支援のシステム化

- ・全妊婦についてリスク判断

助産婦、看護師、あるいは子ども虐待防止委員会のコーディネーターが全妊婦と面接し、リスク判断

- ・望まぬ妊娠等リスクのある妊婦について地域の保健所、区、児童相談所に通報する

#### (参考)

妊娠中・出産直後からの子育て支援については、岡山県産婦人科医会では、2011年11月から、「妊娠中からの気になる母子支援連絡票」を県内の産科施設に配布し、医師らが「望まない妊娠」「胎児への愛着が薄い」など17項目をチェックし、一つでも該当する妊婦がいれば医会へ連絡票を送る、医会はDV被害など緊急性が高いと判断した場合には本人の同意がなくても市町村に情報を送り、保健師の自宅訪問など早期支援につなげる、という取組を行っています(2013年10月22日読売新聞)。

### (2)出産後要支援児童に対する早期支援のシステム化

- ・地域の保健所、区、児童相談所との連絡・連携

- ・退院後のフォロー

## 3 地域での果たすべき役割について

### (1)診療所、他病院からの対応困難事例の受け入れ、医学的アドバイスの実施

### (2)地域内児童虐待防止医療機関ネットワークの設立とその事務局の受任

- ・児童相談所、地元自治体、警察等も含め定期的に勉強会、意見交換会を実施する

(3)児童相談所からの一時保護委託の受け入れ

(4)地域の子育て支援拠点としての役割

- ・地元自治体と連携し、地域のハイリスク家庭の母親に対する相談・支援の実施

さいごに

シンクキッズのフェイスブックページに「いいね」をお願いします!!!

参考文献

拙著「法律家が書いた子どもを虐待から守る本」(中央経済社)